

令和7年12月5日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会より別添のとおり通知がありました。

本通知は、令和7年に支給される老齢基礎年金(満額)が80.9万円を超えることをふまえ、介護保険の第1号被保険者の介護保険料に関する区分(標準段階)のうち第1段階及び第4段階の所得基準の一部について、80.9万円から82.65万円に基準所得金額が見直され、令和8年4月1日から施行されることをお知らせするものです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・介護保険最新情報 Vol.1443

介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）

(令7.11.28 老発1128 第1号厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課 松岡  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737